

# 第86回定時株主総会招集ご通知に際して のインターネット開示事項

- I 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
- II 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
- III 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- IV 連結計算書類の「連結注記表」
- V 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- VI 計算書類の「個別注記表」

株式会社 **立花エレテック**

本内容は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tachibana.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

# I 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」

## 業務の適正を確保するための体制

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に則して業務を適正に遂行される体制を整備するためC S R推進担当の取締役を任命し、同役員直轄の組織としてコンプライアンス室を設置する。同室はコンプライアンスの観点から業務が適正に遂行されるよう、経営の確実な実践を監督・支援する。
- (2) コンプライアンス室は、コンプライアンス規程に従い、当社企業グループの全使用人に対して社内通報制度のさらなる周知徹底を図る。
- (3) コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、コンプライアンス室長がC S R推進担当役員に報告し、同役員は速やかに社長及び監査役に報告する。また、コンプライアンス室が関係者と協議の上、迅速かつ的確な対応にあたる。
- (4) 反社会的勢力排除に向けた体制を整備し、反社会的勢力からの不当な要求には断固として拒否をする。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程に基づきその重要性に応じて適切かつ確実な状態で保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を制定し、個々のリスクについて同規程に従ったリスク管理体制を構築する。推進にあたっては、C S R推進担当役員が管轄するコンプライアンス室と品質・安全・環境管理室がリスク管理体制を構築及び維持する。
- (2) 管理本部内に取引先の信用管理を担当する審査法務室、安全保障輸出管理関連業務の適正な遂行を管理する輸出管理室を設置する。
- (3) 不測の事態が生じた場合には、CSR 推進担当役員は社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめる体制を整える。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は定例の取締役会を毎月1回定時に開催するほか必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役会規則により定められている決議事項を取締役に付議することを遵守する。また、執行役員で構成する経営執行会議については、毎月1回開催し、取締役会より委嘱された業務執行に関わる事項の審議決定を行い取締役会に報告しその承認を得るものとする。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。
- (3) 当社は子会社の自主独立運営を基本理念とし、経営の適正性、効率性を確保するため、関係会社管理規程により子会社の取締役が当社に対して報告・承認を取るべき事項を定めるとともに、定期的に業務の状況報告を実施する体制を整備するものとする。

- (4) 財務報告に係る内部統制の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、定期的に評価するなど有効性、効率性を高めるものとする。

## 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、第一に法令遵守を徹底し、子会社の自主独立運営を基本理念としつつ、関係会社管理規程及びその細則「親会社に対する報告・承認事項に関する細則」を定め、子会社の業務執行にかかる重要事項の決定に関しては当社の事前承認または報告を求める体制を整備する。
- (2) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するため、当社の諸規程に準じて、グループ各社は必要な諸規程を定めるものとする。
- (3) 社長に直属する組織として、内部業務を監査する監査室を設置し、当社企業グループ内の業務監査を実施する。監査の結果は社長、監査役並びに管理部門担当役員に報告する。
- (4) 子会社において財務報告等に重要な影響を与える事象が発生した場合、当社の経理部門に対し、速やかに「重要事項報告書」の提出を義務づけるものとする。また、四半期毎に重要事項発生の有無を報告する「重要事項チェックリスト」の提出を求めるものとする。

## 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。
- (2) 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の事前同意を得た上で決定する。なお、監査役補助業務を行う場合は、監査役の指揮命令のみに従うものとし、取締役からの指揮命令を受けないものとする。

## 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令または定款に違反する行為が行われ又は行われようとしていることを発見したときは、直ちに監査役に報告するものとする。また、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることが出来る。
- (2) 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
  - ① 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
  - ② 当社の子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況
  - ③ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
  - ④ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
  - ⑤ 社内通報制度の運用及び通報の内容
  - ⑥ 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
- (3) 監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。

## 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役社長、その他の取締役、会計監査人、顧問弁護士などと定期的に情報交換に努め、連携して当社及び企業集団内の監査の実効性を確保するものとする。
- (2) 監査役は、その職務の執行に必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部の専門家等を利用することができ、当該職務の執行について生ずる費用は当社が負担する。

(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 27 年法務省令第 6 号)は平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、本年 5 月に開催の取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

なお、改定内容は、当社企業グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社企業グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更をしたものであります。

## Ⅱ 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」

### 会社の支配に関する基本方針

#### ① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上に資する者が望ましいと考えております。

もともと、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を株式市場に委ねている以上、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。加えて、かかる支配権の移転を伴う買付提案が、当社取締役会の賛同を得ずに行われる行為であっても、当社や株主の皆様の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為や買付提案の中には、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主の皆様が買付の条件等について検討することや当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件が当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切であるもの等、株主共同の利益を毀損しかねないものも考えられます。

このような大規模買付者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

将来当社が、このような濫用的な買収行為の対象となった場合、当社や株主の皆様の利益に資するものであるか否かを株主の皆様に合理的かつ適切に判断していただくためには、当社取締役会は大規模買付者との交渉に必要かつ十分な機会を確保し、大規模買付者の提案や当社取締役会の評価意見並びに代替案等の情報を株主の皆様にご提供することが重要であると考えております。

#### ② 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の概要

「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」という。）は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、大規模買付者の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または、結果として議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為に関する事前警告型の買収対応策です。

大規模買付者には、予め本プランに定められたルール（以下、「大規模買付ルール」という。）に従っていただくことといたします。

大規模買付ルールは、株主の皆様に合理的かつ適切にご判断をしていただくための情報を提供するため、大規模買付行為が実行される前に、当社取締役会が、大規模買付行為の評価・検討を行う上で必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」という。）の提供を大規模買付者に求め、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に、大規模買付行為を開始することを認める、というものです。

なお、当社取締役会が、大規模買付行為に関して一定の評価を行うにあたり、本プランを適正に運用するとともに当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。

当社取締役会は、大規模買付行為に対し、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割当ての発行等、会社法、金融商品取引法、その他の法律が認めるその時点で最も適した対抗措置を発動す

るか否かについて、決議するものとします。

従って、当社取締役会の基本方針といたしましては、株主共同の利益を損なうものではないとともに、役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

なお、本プランで定める手続きの流れは次のとおりです。

- ① 大規模買付者に対し、当社取締役会宛に大規模買付ルールに従う旨の意向表明書の提出を求めます。
- ② 当社取締役会は、事前に大規模買付者から当該大規模買付行為に関する大規模買付情報の提供を求め、それらの情報の検討等を行う時間を確保いたします。
- ③ 当社取締役会は、大規模買付者より提供された情報について、特別委員会に提供するとともに一定の評価・検討を行った上で、株主の皆様当社取締役会としての評価意見や必要に応じて代替案を提供いたします。
- ④ 当社取締役会は、当該大規模買付行為に対し、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動をするか否かについて、決議するものとします。

なお、特別委員会は、対抗措置の発動をするか否かについての勧告に際し、株主の皆様の意思確認を行うための会社法上の株主総会を開催すべき旨を併せて勧告できるものとします。

### Ⅲ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」

#### 連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位 百万円)

|                     | 株主資本  |       |        |      |        |
|---------------------|-------|-------|--------|------|--------|
|                     | 資本金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成26年4月1日残高         | 5,874 | 5,971 | 31,856 | △ 2  | 43,699 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |       |       | △ 159  |      | △ 159  |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 5,874 | 5,971 | 31,696 | △ 2  | 43,539 |
| 連結会計年度中の変動額         |       |       |        |      |        |
| 剰余金の配当              |       |       | △ 520  |      | △ 520  |
| 当期純利益               |       |       | 5,440  |      | 5,440  |
| 自己株式の取得             |       |       |        | △ 1  | △ 1    |
| 自己株式の処分             |       | 0     |        | 0    | 0      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |       |       |        |      |        |
| 連結会計年度中の変動額合計       | -     | 0     | 4,920  | △ 1  | 4,918  |
| 平成27年3月31日残高        | 5,874 | 5,971 | 36,617 | △ 4  | 48,458 |

|                     | その他の包括利益累計額  |         |          |              |               | 少数株主持分 | 純資産合計  |
|---------------------|--------------|---------|----------|--------------|---------------|--------|--------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |        |        |
| 平成26年4月1日残高         | 2,335        | 1       | 204      | △ 36         | 2,505         | 76     | 46,280 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |              |         |          |              |               |        | △ 159  |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 2,335        | 1       | 204      | △ 36         | 2,505         | 76     | 46,121 |
| 連結会計年度中の変動額         |              |         |          |              |               |        |        |
| 剰余金の配当              |              |         |          |              |               |        | △ 520  |
| 当期純利益               |              |         |          |              |               |        | 5,440  |
| 自己株式の取得             |              |         |          |              |               |        | △ 1    |
| 自己株式の処分             |              |         |          |              |               |        | 0      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 1,737        | △ 1     | 506      | 315          | 2,558         | 1,363  | 3,921  |
| 連結会計年度中の変動額合計       | 1,737        | △ 1     | 506      | 315          | 2,558         | 1,363  | 8,840  |
| 平成27年3月31日残高        | 4,073        | 0       | 711      | 278          | 5,063         | 1,439  | 54,961 |

## IV 連結計算書類の「連結注記表」

### 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 15社

連結子会社の名称

|                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 研 電 工 業 (株)        | タチバナセールス(シンガポール)社 |
| (株)立花宏和システムサービス    | タチバナセールス(香港)社     |
| (株)太 洋 商 会         | 台湾立花股份有限公司        |
| (株)テ ク ネ ッ ト       | 立花機電貿易(上海)有限公司    |
| (株)大 電 社           | タチバナセールス(韓国)社     |
| (株)立花デバイスコンポーネント   | タチバナセールス(バンコク)社   |
| (株)高 木 商 会         | タチバナセールス(インドネシア)社 |
| 立花オーバーシーズホールディングス社 |                   |

(注)1 タチバナセールス(シンガポール)社・タチバナセールス(香港)社・台湾立花股份有限公司・タチバナセールス(韓国)社・タチバナセールス(バンコク)社及びタチバナセールス(インドネシア)社は、立花オーバーシーズホールディングス社の100%出資子会社であります。

2 立花機電貿易(上海)有限公司は、タチバナセールス(香港)社の100%出資子会社であります。

3 (株)高木商会は従来、持分法適用の関連会社でありましたが、株式の追加取得により、平成26年12月25日付で連結子会社となりました。なお、みなし取得日を平成26年12月31日としております。

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

高木(香港)有限公司、高机国際貿易(上海)有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

高木(香港)有限公司、高机国際貿易(上海)有限公司

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

##### (2) 持分法適用の範囲の変更

従来、持分法適用の関連会社であった(株)高木商会は株式の追加取得による持株比率の上昇により、当連結会計年度より、連結子会社としております。

### 3. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時 価 の あ る も の……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。

時 価 の な い も の……………移動平均法による原価法によっております。

##### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

①有 形 固 定 資 産……………主として定率法によっております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降取得した建物(建物付属設備は除く)については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物 3 年～50 年・機械装置及び運搬具 4 年～12 年・工具、器具及び備品 2 年～20 年であります。

②無 形 固 定 資 産……………定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

①貸 倒 引 当 金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞 与 引 当 金……………従業員に支給する賞与に充てるため、主として実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

#### (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ①外貨建資産又は負債等の本邦通貨への換算方法

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産・負債及び収益・費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

##### ②のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び平成 22 年 3 月 31 日以前に発生した負ののれんは、5 年間で均等償却しております。

##### ③ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

#### ④完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

#### ⑤退職給付に係る負債の計上

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、従業員部分については、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生年度より 10 年で処理しております。執行役員部分については、当社内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

#### ⑥消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

#### 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号 平成 27 年 3 月 26 日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第 35 項本文及び退職給付適用指針第 67 項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が 247 百万円増加し、利益剰余金が 159 百万円減少しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

（連結貸借対照表に関する注記）

#### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### （1）担保に供している資産

|         |                |
|---------|----------------|
| 現金及び預金  | 163 百万円        |
| 建物及び構築物 | 15 百万円         |
| 土地      | 107 百万円        |
| 計       | <u>286 百万円</u> |

##### （2）担保に係る債務

|           |                |
|-----------|----------------|
| 支払手形及び買掛金 | 120 百万円        |
| 短期借入金     | 30 百万円         |
| 長期借入金     | 42 百万円         |
| 計         | <u>192 百万円</u> |

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

5,913 百万円

(連結損益計算書に関する注記)

子会社化関連損益

持分法適用関連会社であった榑高木商会の株式追加取得に伴う負ののれん発生益 4,075 百万円から段階取得に係る差損 2,475 百万円を差し引いたものであります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普 通 株 式 21,687,702 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                  | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|---------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成26年5月26日<br>取締役会  | 普通株式  | 281             | 13              | 平成26年3月31日 | 平成26年6月10日 |
| 平成26年11月10日<br>取締役会 | 普通株式  | 238             | 11              | 平成26年9月30日 | 平成26年12月3日 |
| 計                   |       | 520             |                 |            |            |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成27年5月25日開催の取締役会において、次の議案を付議します。

- |           |            |
|-----------|------------|
| ①配当金の総額   | 260 百万円    |
| ②1株当たり配当額 | 12 円       |
| ③基準日      | 平成27年3月31日 |
| ④効力発生日    | 平成27年6月10日 |
| ⑤配当の原資    | 利益剰余金      |

(1株当たり情報に関する注記)

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| 1. 1株当たり純資産額    | 2,056 円 96 銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 209 円 09 銭   |

(注) 当社は、平成27年4月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社企業グループは、資金運用については、預金もしくは安全性の高い金融資産によっており、事業活動に必要な運転資金については主に銀行借入により調達しております。デリバティブは外貨建て取引に係る債権債務についての為替相場変動をヘッジする目的、及び借入金の金利変動リスクを回避する目的に利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、信用管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

未収入金についてはその大半が主要仕入先に対する仕入割戻し金であり、その信用リスクは限定的なものと判断しております。

有価証券・投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式及び安全性の高い債券で構成されており、定期的に把握した時価が管理部門担当役員に報告されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

また、当社企業グループの営業取引には一部、外貨建てによるものがあり、それに伴う売掛金、買掛金は為替相場の変動リスクに晒されておりますが、適宜、デリバティブ取引（為替予約取引）をヘッジ手段として利用してそのリスクを低減させております。

借入金には短期借入金、長期借入金とも主に営業取引に係る資金調達であります。

デリバティブ取引の執行・管理については社内規程に従って行っており、また、信用リスクを軽減するため信用度の高い銀行に限って取引を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 27 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注 2）参照ください。）

（単位 百万円）

|                  | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価     | 差額 |
|------------------|----------------|--------|----|
| (1) 現金及び預金       | 13,628         | 13,628 | -  |
| (2) 受取手形及び売掛金    | 52,878         |        |    |
| 貸倒引当金 (*1)       | △60            |        |    |
|                  | 52,818         | 52,818 | -  |
| (3) 未収入金         | 1,585          | 1,585  | -  |
| (4) 有価証券及び投資有価証券 |                |        |    |
| 其他有価証券           | 14,192         | 14,192 | -  |
| 資産計              | 82,225         | 82,225 | -  |
| (1) 支払手形及び買掛金    | 35,549         | 35,549 | -  |
| (2) 短期借入金        | 1,641          | 1,641  | -  |
| (3) 長期借入金 (*2)   | 187            | 187    | △0 |
| 負債計              | 37,378         | 37,378 | △0 |
| デリバティブ取引 (*3)    | (21)           | (21)   | -  |

(\*1) 受取手形及び売掛金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 一年以内返済予定の長期借入金については、「長期借入金」に含めて表示しております。

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに (3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取扱証券会社からの時価情報によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

為替予約の時価については、取引金融機関から提示された価格等によっております。

(注 2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 64 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成 26 年 12 月 12 日開催の取締役会決議に基づき、当社株式の一層の流動性向上、さらには株主還元を図ることを目的に、次の株式分割を行っております。

1. 株式分割の割合及び時期：平成 27 年 4 月 1 日付をもって平成 27 年 3 月 31 日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1 株につき 1.2 株の割合をもって分割する。
2. 分割により増加する株式数 4,337,540 株
3. 1 株当たり情報に及ぼす影響は、(1 株当たり情報)に反映されております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

|          |                       |
|----------|-----------------------|
| 被取得企業の名称 | 株式会社高木商会              |
| 事業の内容    | F A 機器、産業機械、電子機器などの販売 |

② 企業結合を行った主な理由

平成 24 年 6 月より同社との間で実施している資本業務提携により両社の事業シナジーに一定の成果が確認されました。今後さらにその効果を追求するには、株式保有比率を高め連結子会社とすることが有用であると判断いたしました。

③ 企業結合日

平成 26 年 12 月 25 日(株式取得日)

平成 26 年 12 月 31 日(みなし取得日)

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

企業結合の直前に所有していた議決権比率 47.84%

企業結合日に追加取得した議決権比率 33.33%

取得後の議決権比率 81.18%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社による現金を対価とする株式取得であるため。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

|            |                                          |           |
|------------|------------------------------------------|-----------|
| 取得の対価      | 企業結合直前に所有していた株式会社高木<br>商会の株式の企業結合日における時価 | 994 百万円   |
|            | 企業結合日に追加取得した株式の取得原価                      | 693 百万円   |
| 取得に直接要した費用 | アドバイザー費用等                                | 5 百万円     |
| 取得原価       |                                          | 1,693 百万円 |

(4) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差損 2,475 百万円

(5) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

①負ののれん発生益の金額

4,075 百万円

②発生原因

企業結合日の被取得企業の時価純資産が取得価額を上回ったことによるものであります。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額並びにその主な内訳

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| 流動資産        | 9,864 百万円         |
| 固定資産        | 1,476 百万円         |
| <u>資産合計</u> | <u>11,341 百万円</u> |
| 流動負債        | 3,773 百万円         |
| 固定負債        | 462 百万円           |
| <u>負債合計</u> | <u>4,235 百万円</u>  |

## V 計算書類の「株主資本等変動計算書」

### 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位 百万円)

|                          | 株主資本  |           |              |                 |           |                   |           |                 |        |            |                 |
|--------------------------|-------|-----------|--------------|-----------------|-----------|-------------------|-----------|-----------------|--------|------------|-----------------|
|                          | 資本金   | 資本剰余金     |              |                 | 利益剰余金     |                   |           |                 | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |                 |
|                          |       | 資本<br>準備金 | その他<br>資本剰余金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金          |           |                 |        |            | 利益<br>剰余金<br>合計 |
|                          |       |           |              |                 |           | 固定資産<br>圧縮<br>積立金 | 別途<br>積立金 | 繰越<br>利益<br>剰余金 |        |            |                 |
| 平成26年4月1日残高              | 5,874 | 5,674     | 313          | 5,988           | 349       | 44                | 21,100    | 3,164           | 24,658 | △2         | 36,518          |
| 会計方針の変更による累積的影響額         |       |           |              |                 |           |                   |           | △159            | △159   |            | △159            |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高        | 5,874 | 5,674     | 313          | 5,988           | 349       | 44                | 21,100    | 3,004           | 24,499 | △2         | 36,358          |
| 事業年度中の変動額                |       |           |              |                 |           |                   |           |                 |        |            |                 |
| 剰余金の配当                   |       |           |              |                 |           |                   |           | △520            | △520   |            | △520            |
| 当期純利益                    |       |           |              |                 |           |                   |           | 2,666           | 2,666  |            | 2,666           |
| 固定資産圧縮積立金の取崩             |       |           |              |                 |           | △44               |           | 44              | -      |            | -               |
| 別途積立金の積立                 |       |           |              |                 |           |                   | 1,900     | △1,900          | -      |            | -               |
| 自己株式の取得                  |       |           |              |                 |           |                   |           |                 |        | △1         | △1              |
| 自己株式の処分                  |       |           | 0            | 0               |           |                   |           |                 |        | 0          | 0               |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純 額） |       |           |              |                 |           |                   |           |                 |        |            |                 |
| 事業年度中の変動額合計              | -     | -         | 0            | 0               | -         | △44               | 1,900     | 291             | 2,146  | △1         | 2,145           |
| 平成27年3月31日残高             | 5,874 | 5,674     | 313          | 5,988           | 349       | -                 | 23,000    | 3,295           | 26,645 | △4         | 38,504          |

|                          | 評価・換算差額等     |         |            | 純資産合計  |
|--------------------------|--------------|---------|------------|--------|
|                          | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 |        |
| 平成26年4月1日残高              | 2,193        | 1       | 2,194      | 38,713 |
| 会計方針の変更による累積的影響額         |              |         |            | △159   |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高        | 2,193        | 1       | 2,194      | 38,553 |
| 事業年度中の変動額                |              |         |            |        |
| 剰余金の配当                   |              |         |            | △520   |
| 当期純利益                    |              |         |            | 2,666  |
| 固定資産圧縮積立金の取崩             |              |         |            | -      |
| 別途積立金の積立                 |              |         |            | -      |
| 自己株式の取得                  |              |         |            | △1     |
| 自己株式の処分                  |              |         |            | 0      |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純 額) | 1,561        | △1      | 1,559      | 1,559  |
| 事業年度中の変動額合計              | 1,561        | △1      | 1,559      | 3,704  |
| 平成27年3月31日残高             | 3,754        | 0       | 3,754      | 42,258 |

## VI 計算書類の「個別注記表」

### 個 別 注 記 表

(重要な会計方針)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時 価 の あ る も の……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時 価 の な い も の……………移動平均法による原価法によっております。

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産……………定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物付属設備は除く）については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は、建物3年～50年・構築物3年～50年・車輛及び運搬具4年～6年・工具、器具及び備品2年～20年であります。

(2) 無 形 固 定 資 産……………定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金……………従業員に支給する賞与に充てるため、実際支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、従業員部分については、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生年度より10年で処理しております。執行役員部分については、当社内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 関係会社事業損失引当金……………関係会社の事業による損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の現実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

## 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### (会計方針の変更)

#### 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付に係る負債が247百万円増加し、利益剰余金が159百万円減少しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

### (表示方法の変更)

#### 損益計算書

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「業務受託料」(当事業年度10百万円)、「受取手数料」(当事業年度13百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度において「雑収入」に含めて表示し、「受取利息」(当事業年度12百万円)、「受取配当金」(当事業年度274百万円)については、「受取利息」の金額的重要性が乏しくなったため、「受取利息及び受取配当金」として掲記しております。また、「営業外費用」の「シンジケートローン手数料」(当事業年度10百万円)についても、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度において「雑損失」に含めて表示しております。

### (貸借対照表に関する注記)

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額     | 4,658 百万円 |
| 2. 保証債務               |           |
| 関係会社の仕入取引契約に係る債務の保証   | 75 百万円    |
| 関係会社の銀行借入金の保証         | 48 百万円    |
| 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |           |
| 関係会社に対する短期金銭債権        | 2,875 百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権        | 234 百万円   |
| 関係会社に対する短期金銭債務        | 823 百万円   |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 売 上 高      | 4,691 百万円 |
| 仕 入 高      | 1,952 百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 107 百万円   |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

|         |         |
|---------|---------|
| 普 通 株 式 | 4,347 株 |
|---------|---------|

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|             |         |
|-------------|---------|
| 貸倒引当金       | 16 百万円  |
| 賞与引当金       | 278 百万円 |
| 未払事業税       | 57 百万円  |
| 退職給付引当金     | 234 百万円 |
| 役員退職慰労金     | 26 百万円  |
| 有価証券評価損     | 82 百万円  |
| 関係会社株式評価損   | 347 百万円 |
| 商品評価損       | 30 百万円  |
| 関係会社事業損失引当金 | 36 百万円  |
| その他         | 83 百万円  |

|           |           |
|-----------|-----------|
| 繰延税金資産 小計 | 1,193 百万円 |
| 評価性引当額    | △ 522 百万円 |
| 繰延税金資産 合計 | 671 百万円   |

(繰延税金負債)

|              |           |
|--------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | 1,670 百万円 |
| その他          | 0 百万円     |

|           |           |
|-----------|-----------|
| 繰延税金負債 合計 | 1,671 百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | △ 999 百万円 |

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 9 号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 2 号)が平成 27 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成 27 年 4 月 1 日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の 35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までのものは 33.0%、平成 28 年 4 月 1 日以降のものについては 32.2%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が 117 百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が 59 百万円、その他有価証券差額金額が 176 百万円それぞれ増加しております。

(関連当事者情報)

子会社

| 種類  | 会社等の名称<br>又は氏名 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 (%) | 関連当事者との関係                | 取引の内容          | 取引金額<br>(百万円) | 科目            | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|----------------|------------------------|--------------------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 子会社 | ㈱立花デバイスコンポーネント | (所有)<br>直接 100         | コンポーネント品等を当社へ販売<br>資金の援助 | 資金の貸付<br>利息の受取 | 554<br>4      | 短期貸付金<br>未収入金 | 850<br>0      |

(注) 1 ㈱立花デバイスコンポーネントに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(注) 2 貸付金の取引金額については、貸付期間の平均残高を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,624 円 09 銭

2. 1株当たり当期純利益金額 102 円 48 銭

(注) 当社は、平成 27 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 1.2 株の割合で株式分割を行いました。が、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び、1 株当たり当期純利益金額を算定しております。

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度を設けております。また、退職給付信託を設定しております。

当社の加入する厚生年金基金は総合設立方式であり、退職給付会計実務指針第 33 項に基づき例外処理を行っております。

・厚生年金基金制度に関する事項

(1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 年金資産の額          | 77,624 百万円  |
| 年金財政計算上の数理債務の額  |             |
| と最低責任準備金の額との合計額 | 84,776 百万円  |
| 差引額             | △ 7,152 百万円 |

(2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合

(自平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日) 6.5%

(3) 補足説明

上記 (1) の差引額の主な要因は、未償却過去勤務債務残高 12,179 百万円および繰越剰余金 5,026 百万円であります。

## 2. 退職給付債務等の内容

|                           |   |           |
|---------------------------|---|-----------|
| a. 退職給付債務                 | △ | 4,365 百万円 |
| b. 年金資産                   |   | 4,194 百万円 |
| c. 未積立退職給付債務 (a + b)      | △ | 171 百万円   |
| d. 未認識過去勤務費用              |   | 10 百万円    |
| e. 未認識数理計算上の差異            | △ | 420 百万円   |
| f. 貸借対照表計上額純額 (c + d + e) | △ | 582 百万円   |
| g. 退職給付引当金                | △ | 582 百万円   |

## 3. 退職給付費用の内容

|                           |   |         |
|---------------------------|---|---------|
| a. 勤務費用                   |   | 227 百万円 |
| b. 利息費用                   |   | 42 百万円  |
| c. 期待運用収益                 | △ | 36 百万円  |
| d. 過去勤務費用の費用処理額           | △ | 1 百万円   |
| e. 数理計算上の差異の費用処理額         | △ | 27 百万円  |
| 小計                        |   | 206 百万円 |
| f. 厚生年金基金拠出金              |   | 224 百万円 |
| g. 割増退職金等                 |   | 2 百万円   |
| h. 退職給付費用 (a+b+c+d+e+f+g) |   | 433 百万円 |

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

|                           |             |
|---------------------------|-------------|
| a. 退職給付見込額の期間配分方法         | 期間定額基準      |
| b. 割引率                    | 1.0%        |
| c. 長期期待運用収益率 (退職給付信託分を除く) | 1.0%        |
| d. 過去勤務費用の額の処理年数          | 発生年度より 10 年 |
| e. 数理計算上の差異の処理年数          | 発生年度より 10 年 |

### (重要な後発事象)

当社は、平成 26 年 12 月 12 日開催の取締役会決議に基づき、当社株式の一層の流動性向上、さらには株主還元を図ることを目的に、次の株式分割を行っております。

1. 株式分割の割合及び時期：平成 27 年 4 月 1 日付をもって平成 27 年 3 月 31 日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1 株につき 1.2 株の割合をもって分割する。
2. 分割により増加する株式数 4,337,540 株
3. 1 株当たり情報に及ぼす影響は、(1 株当たり情報)に反映されております。